

日程第4．議案第56号 特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第4．議案第56号 特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第56号 特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例 特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、一般職の給与改定、特別職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律及び県内市町村の状況を踏まえ、改正する必要があるため提案をいたします。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第56号 特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例でございます。先ほどの一般職のもので説明した議案第55号から第57号の説明資料、それから議案書3ページの新旧対照表でご説明いたします。

まず、特別職につきましては、期末手当の0.1月分の上昇でございます。月例報酬については、改正はございません。特別職につきましては、現在の3.15月から3.25月になる改正でございます。これも12月期で上昇させることとなりますが、特別職につきまして本則では次年度の平成29年4月1日の公布です。しかし、この附則で平成28年12月期の支給については0.1月上昇させるという附則での今年12月の支給という改正になります。以上が議案第56号 特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 ちょっと教えてください。提案理由で県内市町村の状況を踏まえてとあります。もし、そういった資料があるのであれば、それも添付してもらったほうが理解がしやすい。他市町村がどういう状況にあるのか、皆さんはそれを踏まえて改正が必要だということだと思うのです。そうであれば、この資料も添付して提案してもらったほうが良かったですね。それはどうでしょう。今、その資料はありますか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 答えいたします。議員がおっしゃることもよく分かりますが、実は、ほぼ同時期の臨時会が開催されます。私どもの人事担当、そういったように進むという状況を踏まえつつそれを提案しており、確定の資料がございませんで、そういったことになっていることをご理解いただきたいと思います。職員レベルの情報の交流と言いますか情報収集でわれわれも改正を上程するということです。そういったことをご理解いただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 それはよく分かります。他市町村で議会に提案されている、そういうことを踏まえて南風原町も開催しているということであれば、その情報でもいいから資料として提出してもらったほうがより親切だったと思います。今後、検討してみてください。終わります。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第56号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第56号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第56号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第56号特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。